る。以下この号において「道府県民税の法人税割の決算額」という。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の道府県民税の法人税割の決算額の割合

D　当該年度の法人事業税の収入見込額

E　百分の七．七

F　当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合

（ⅱ）　次の算式により算定した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この号において「抜本改革法」という。）の施行による当該年度の地方消費税の増収額（以下次号において「地方消費税増収額」という。）

算式

A×B×C×1／2－D

算式の符号

A　当該年度の地方消費税の収入見込額

B　二十二分の十二

C　当該年度の前々年度の地方消費税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の地方消費税の収入額（地方税法第七十二条の百十四の規定による清算後の額をいう。）の割合

D　地方消費税の収入額のうち持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百二号）第二章に規定する制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に係るもの（以下この号において「社会保障関係分」という。）に活用する額として総務大臣が調査した額

ロ　市町村（特別区を含む。以下同じ。）(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

(1)　次の算式により算定した平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法の施行による当該年度の市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項に規定する都民税を含む。以下同じ。）の法人税割の減収額

算式

A×B×C

算式の符号

A　当該年度の市町村民税の法人税割の収入見込額

B　六分の六．三

C　当該年度の前々年度の市町村民税の法人税割の決算額（地方税法第一条第五号に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「市町村民税の法人税割の決算額」という。）の総額に対する当該市町村の当該年度の前々年度の市町村民税の法人税割の決算額の割合

(2)　次の算式により算定した抜本改革法の施行による当該年度の地方税法第七十二条の百十五第二項の規定に